

平成18年1月20日
(平成18年10月1日改定)
(財)新潟県環境保全事業団
エコパークいずもぎ管理事務所

解体廃棄物中のアスベスト含有量の確認方法について

1 非飛散性アスベスト廃棄物について

廃棄物処理法では、アスベスト含有量が0.1%超のアスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったものとされています。

2 アスベスト含有量の確認について

解体作業着手前に次の手順で行ってください。判定不可能な場合は、アスベストが含有されているものと見なしてください。なお、吹き付け材、断熱材等容易に大気中に飛散する恐れがあるもので、アスベストが含有されている場合は、特別管理産業廃棄物となりますので、受入れできません。

(1) 設計図書による確認

設計図面等で各部材のアスベスト含有の有無、使用(製造)年月日、メーカー、型式等の情報を収集します。

(2) 現地確認

現地で各部材の性状、材質、使用(製造)年月日、メーカー、型式等の情報を収集します。なお、「aマーク」の確認のみでは、アスベストの含有がないことの判定はできませんので、御注意ください。

(3) メーカーへの問い合わせ

(1)、(2)の情報を踏まえ、メーカーにアスベストの含有の有無を確認してください。

(4) 材質分析

(1)～(3)の情報で判断できない時は、分析機関で分析を行ってください。この結果、「0.1%未満」の場合はアスベストを含有していないものとして取り扱ってください。

ガラス、粘土瓦、グラスウール、レンガ、焼成タイルについては、現在のところアスベストが含まれている製品の情報が無いことから、判定理由は「該当製品なし」と記載して結構ですが、メーカーが確認できる場合は、当該メーカーの情報を確認してください。

平成 18 年 10 月 2 日

ご契約者 各位

財団法人 新潟県環境保全事業団
エコパークいずもざき管理事務所

解体廃棄物中のアスベスト含有量の確認方法について

日頃、エコパークいずもざきをご利用いただき、感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正（平成 18 年 10 月 1 日施行）され、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いについて規定されました。これに伴い、解体廃棄物中のアスベスト含有量の確認方法について、別紙のとおり改定いたしましたので、よろしくご願ひいたします。

担当：エコパークいずもざき管理事務所
大沢

TEL:0258-41-7800 FAX:0258-41-7802